

裏面白紙

外務省設置法の一部を改正する法律案  
外務省設置法（昭和二十四年法律第三百三十五号）の一部を次の  
ように改正する。

第十二條中 「中央連絡協議会」を「在外公館等借入金整理準備審査会」に改める。

第十四條を次のように改める。

第十四條の二を削る

第十七條中 「東北連絡調整事務局 仙台市」を

「東北連絡調整事務局 仙台市  
関東連絡調整事務局 東京都」

に改める。

定款に三首は増加する事なし

附則

この法律は、公布の日から施行する。

中央連絡協議会令（昭和二十四年政令第三百三十二号）は、廃止する。

出入国の管理に關する政令（昭和二十四年政令第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第五條を削る。

出入国管理連絡協議会令（昭和二十四年政令第三百二十六号）

を削る。



理由

行政機構簡素化のため、中央連絡協議会及び出入国管理連絡協議会を廃止し、及び占領軍民事部機構の改組に伴い、関東連絡調整事務局を設置する等の必要がある、これがこの法律案を提出する理由である。

裏面白紙